

売 買 契 約 書

売渡人愛知県（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）との間において、次のとおり契約を締結する。

（売買物品、売買代金等）

第1条 甲は本契約に定める条件に従い、使用済み単回使用医療機器（以下「対象品」という。）を乙に売却し、乙は、日本国外における再製造を目的として、これを買受ける。売買物件、品目、価格、物件所在場所及び契約保証金は次のとおりとする。

物 件 名	使用済み単回使用医療機器
品 目 等	別紙内訳書のとおり
売 買 単 価	別紙内訳書のとおり （ただし、「取引に係る消費税及び地方消費税の額」を含まない。）
物件所在場所	愛知県がんセンター（名古屋市千種区鹿子殿1番1号）
契約保証金	免除

（収集）

第2条 乙は、自ら又は第三者をして、甲に対象品の収集容器を提供し、甲は乙又は乙が指定する第三者の指示に従い、甲の敷地内に収集容器を設置する。

2 甲は、対象品を使用した後速やかに、乙又は乙が指定する第三者の指示に従い、対象品を収集容器に投入し、第3項に定める引取りまで容器内で保管する。甲は、対象品以外の物を収集容器に投入し又は保管してはならない。

3 乙は自ら又は第三者をして、不定期に、対象品を収集容器ごと甲の敷地内で引き取る。当該収集をもって対象品の引渡しとし、当該収集時において、収集容器内の対象品等の所有権は乙に移転し、甲は当該対象品等に関する一切の権利を放棄する。

4 収集に要する費用は乙が負担する。甲は、乙又は乙が指定する第三者が甲の敷地内で収集を行うための作業に必要な協力を行う。

5 前各項のほか、甲は収集容器の設置並びに対象品の投入、保管および収集作業への協力に関して、乙又は乙が指定する第三者による指示に従う。

（売買代金の支払い）

第3条 乙は、検査により、対象品が再製造に適していると判断された対象品の種類・個数が判明した都度、甲に書面にて通知する。

2 乙は前項により再製造に適していると判断された対象品につき、別紙記載の単価と消費税及び地方消費税の額とを合計した金額を売却代金として甲に支払う。

3 乙は、第1項の通知に基づき、別紙記載の再生部品別の単価に該当する数量を乗じて、甲に確認書を発行する。乙は、確認書の内容に問題がない場合には該当確認書の発行月末で締めて翌々月までに甲が指定する銀行口座に振り込むことより支払う。振込手数料は、乙の負担とする。

4 第2条第3項の収集前に生じた対象品の滅失・毀損・変質その他の損失及び、本条第1項の該当検査の結果、再製造に適していると判断されなかった対象品については、乙はいかなる支払い義務も負わない。ただし、再製造に適していると判断されなかった対象品については、乙の責任と費用のもとで、対象品処分地の現地法に基づく適切な方法で廃棄処分を行い、甲への返品は一切行わない。

（トレーニング等の実施）

第4条 乙は対象品の甲からの引き取りが適切かつ円滑に実施されるよう、自ら又は第三者をして、以下の措置を行うことができる。

(1) 甲の役職員に対してトレーニングを実施すること。

(2) 対象品の収集方法その他の情報を記載したポスターを甲に提供し、甲の敷地内の甲と乙で合意した場所に掲示するよう求めること。

(3) その他甲に対して必要な監督又は指示すること。

2 乙は、本契約の遵守状況を確認するために、甲の事前承諾のもとで、必要に応じて甲の作業場に立ち入り調査をすることができる。

(遵守事項)

第5条 甲は本件取引を行うにあたって、収集対象となる対象品は、甲が適法かつ有効に所有したものであり、担保権その他いかなる制限又は条件も付されておらず、甲が完全な譲渡する権利を有しているものに限るものとする。

(権利義務の譲渡等)

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は履行を委任することはできない。ただし、甲の書面による承認を得たときは、この限りでない。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、それがため乙に損害が生じても甲はその責を負わないものとする。

(1) 乙がこの契約の条項に違反したとき。

(2) 乙から契約解除の申し立てをしたとき。

(3) 乙が期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められたとき。

(4) 対象品の引渡し等に際し乙が甲又は甲の指定する職員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

(5) 所定の日時まで、契約保証金を納付しないとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前項の規定により契約が解除された場合。ただし、前項第3号に掲げる事項が、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

(2) 乙がその契約の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為に係る解除)

第8条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規

定による命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。

(4) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 前条第2項及び第4項の規定は、前2項により契約を解除した場合に、これを準用する。（談合その他不正行為に関する賠償金の支払）

第9条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 乙は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

(1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。

(2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（暴力団等排除に係る解除）

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力

団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(妨害等に対する報告義務等)

第11条 乙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(秘密保持)

第12条 甲および乙は、本契約に関する事項、本契約上の義務の履行を通じて知り得た相手方の技術上、販売上並びに相手方から秘密である旨を明示されている情報を相手方の書面による事前承諾なしに第三者に公開した漏洩してはならない。また、甲および乙は本契約上の義務を遂行する以外のいかなる目的のためにも、秘密情報を使用しないことに同意する。なお、法令の定めに基づき、また権限のある官公署から開示の要求があった場合は、当該法令の定めに基づく開示先に対して開示することができる。

2 各号に掲げる情報は、秘密情報に含まれない。

(1) 開示の時点で公知となっていた情報

(2) 本契約に違反することなく開示後に公知となった情報

(3) 開示時点で既に受領当事者が保持していた情報

(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報

(5) 開示当事者から開示された秘密情報を利用することなく独自に入手したもの

3 前各項の規定は本契約が終了した後も2年間有効に存続する。

4 甲および乙は、本契約が終了した場合又は相手方が請求した場合には、相手方の指示に従い、相手方に係る秘密情報を速やかに相手方に対し返還し、又は破棄若しくは消去する。ただし、法令等に基づき当該秘密情報を保存することが必要な場合は除く。

(契約期間)

第13条 本契約期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(愛知県病院事業庁財務規程の準用)

第14条 この契約の条項に定めるもののほかは、愛知県病院事業庁財務規程（平成16年愛知県病院事業庁財務規程第25号）の定めるところによる。

(紛争の処理)

第15条 この契約履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議解決を図るものとする。

(協議)

第16条 この契約書及び愛知県病院事業庁財務規程に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に決定する

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 名古屋市千種区鹿子殿1番1号
愛知県
代表者 愛知県がんセンター
病院長 山本 一仁

乙